小国町教育委員会訓令第　１　号

小国町教育委員会事務代決及び専決に関する規程及び小国町教育委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年９月２９日

小国町教育委員会教育長　今 秀之

小国町教育委員会事務代決及び専決に関する規程及び小国町教育委員会公印規程の一部を改正する規程

第１条　小国町教育委員会事務代決及び専決に関する規程（平成元年小国町教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考中「おぐに開発総合センター所長」の次に「、白い森おぐに総合文化センター所長」を加える。

別表第２第５項中「おぐに開発総合センター」の次に「及び白い森おぐに総合文化センター」を加え、同表備考中「おぐに開発総合センター所長」の次に「、白い森おぐに総合文化センター所長」を加える。

別表第３備考第１号中「おぐに開発総合センター所長」の次に「、白い森おぐに総合文化センター所長」を加える。

第２条　小国町教育委員会公印規程（昭和６２年小国町教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号の表６の項中「教育振興課長」を「おぐに開発総合センター所長」に改め、同表７の項を次のように改める。

別表第２号中７を次のように改める。

山　形　県
西　置　賜　郡
小 国 町 長 印
総合文化センター

附　則

この規程は、令和８年１０月１日から施行する。